

富里市スポーツ協会会則

(総 則)

第1条 本会は、富里市スポーツ協会と称し事務所を富里市教育委員会に置く。

(目 的)

第2条 本会は、スポーツの普及、競技力の向上を図り、スポーツを通じて会員の心身の健全なる発達に資すると共に相互の親睦を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、富里市居住者及び勤務地を富里市に有し、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

2 本会に次の単位種目別専門部及びこれに準ずるスポーツ団体（以下「団体」という。）を置く。

- | | | |
|---------------------|--------------|--------------|
| (1) 陸上競技部 | (2) 野球部 | (3) ソフトテニス部 |
| (4) 剣道部 | (5) 柔道部 | (6) 卓球部 |
| (7) バスケットボール部 | (8) バレーボール部 | (9) 弓道部 |
| (10) バドミントン部 | (11) 相撲部 | (12) テニス部 |
| (13) 空手道部 | (14) ゴルフ部 | (15) クレー射撃部 |
| (16) ソフトボール部 | (17) スキー部 | (18) ハンドボール部 |
| (19) 水泳部 | (20) スポーツ少年団 | |
| (21) スポーツレクリエーション連盟 | | |

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツの振興に必要な大会、講習会、研究会及び講演会等の開催
- (2) 本会会員の品位向上に関する事項
- (3) その他、スポーツの普及発展に必要な事項

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理 事 第3条第2項の団体より1名
- (5) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、理事会の推薦により総会において選任する。

2 理事長は、理事会において互選する。

3 監事は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事長及び理事は、理事会を組織し、本会に定められた事項を審議する。

4 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 会長は理事会の承認を得て顧問を委嘱する。

3 顧問は総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。

(幹事)

第10条 本会の目的を達成するため、第3条第2項の団体に幹事2名を置く。

2 幹事は、各団体の事業の企画、運営を行うものとする。

(会議)

第11条 本会の会議は、定期総会及び理事会とする。

2 定期総会は、幹事以上をもって総会とし、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、理事会においてその必要を認めたとき開催する。

4 理事会は、理事以上をもって理事会とし、必要に応じ随時開催する。

5 会議は、すべて会長が招集する。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 会則の制定又は変更

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) その他、理事会において必要と認めた事項

(理事会の審議事項)

第13条 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他、会長において必要と認めた重要な事項

(会議の運営及び表決)

第14条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、理事長があたる。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、助成金及び寄附金、その他の収入をもってあてる。

(決算及び監査)

第16条 本会の会計は、毎年4月30日までに決算して、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第18条 本会則に定めるもののほか、本会の会務の執行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 本会則は、平成4年6月13日から施行する。

(規約の廃止)

2 富里町体育協会規約(昭和47年5月11日施行)は廃止する。

附 則(平成24年4月22日改正)

本会則は、平成24年4月1日から施行する。

3 富里市体育協会会則の一部を変更する。

附 則（令和２年４月３０日改正）

本会則は、令和２年４月１日から施行する。